本市に住む若い皆さんを応援します! 坂戸市奨学金返還支援事業

卒業後に、

坂戸市内で就業 年間最大10万円 坂戸市外で就業 年間最大 8万円 ※前年度に返還した額の1/2以内 最大60か月分が対象



- ■対象者 (公務員は除きます)
- ・申請する年の1月1日から現在まで 坂戸市に居住しており、今後5年 以上定住する意志のある方
- ・初めて申請する年の4月1日現在で30歳未満の方
- ・正規雇用でお勤めの方
- ・自営業を営む方(1年以上継続)

※そのほかにも条件があります。 詳しくはこちらから。



- ■対象奨学金
- ・日本学生支援機構 第 | 種奨学金 第 2 種奨学金
- ・地方公共団体の 奨学金
 - ※利子分含む

申請から入金までの流れ(申請期間:毎年4月~9月末)

申請書提出→審査→交付決定→請求手続き→補助金入金 (毎年度1回)

坂戸市役所 政策企画課 政策推進係

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田1-1-1

電 話:049-283-1331(内線132) メール:sakadoll@city.sakado.lg.jp